

第161期 定時株主総会 招集ご通知



日時

2024年6月21日（金曜日）
午前10時



場所

当社本社テクノセンター1Fホール
明石市大久保町江井島1013番地の1

ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、
お間違えのないようにご注意ください。

決議事項

- 第1号議案 第161期剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬等の額改定の件
- 第6号議案 監査役の報酬等の額改定の件

インターネット等又は書面（郵送）による議決権行使期限

2024年6月20日（木曜日）
午後5時まで

【お知らせ】

株主総会の運営等に変更が生じた場合には、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご確認ください。（<https://www.nikko-net.co.jp/>）
なお、議決権の行使はインターネット等及び書面（郵送）による事前の議決権行使ができますので、事前の行使もご検討くださいますようお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/6306/>



第161期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第161期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっておりますので、インターネット上の次のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nikko-net.co.jp/ir/meeting.html>



【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6306/teiji/>



電子提供措置事項は、上記の各ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にも掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「日工」又は「コード」に「6306」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、3頁以降のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、議決権を行使くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2024年6月21日（金曜日）午前10時
2	場 所	明石市大久保町江井島1013番地の1 当社本社テクノセンター 1 F ホール ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご覧ください。
3	報告事項	1.第161期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、 連結計算書類及び計算書類の内容報告の件 2.会計監査人及び監査役会の第161期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 連結計算書類監査結果報告の件
	目的事項 決議事項	第1号議案 第161期剰余金の処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 取締役の報酬等の額改定の件 第6号議案 監査役の報酬等の額改定の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁の電子提供措置事項掲載ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載していません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

①事業報告の会社役員に関する事項の「責任限定契約の締結状況」「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」

②事業報告の会社の体制及び方針の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」「内部統制システムの運用状況の概要」「株式会社の支配に関する基本方針」「剰余金の配当等の決定に関する方針」

③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

④計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主のみなさまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2024年6月21日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページのご案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月20日（木曜日）
午後5時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月20日（木曜日）
午後5時到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX月XX日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

〇〇〇〇〇〇

※ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

パスワード XXXXXX

見本

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3、4、5、6号議案

- 賛成の場合 >>> **【賛】** の欄に○印
- 反対する場合 >>> **【否】** の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >>> **【賛】** の欄に○印
- 全員反対する場合 >>> **【否】** の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >>> **【賛】** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

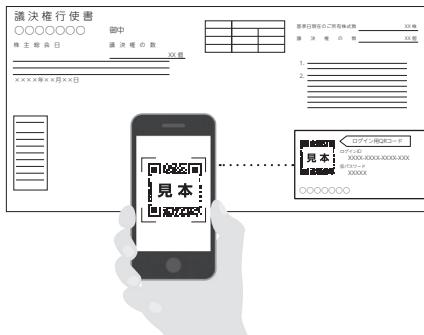
インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

The screenshot shows the voting page on the Denso website. The page title is '議決権行使サイト' (Voting Site) and the company name is '株式会社' (Denso Corporation). The page contains the following information:

- 議決権行使方法の選択
- 第1回定時総会
- 開催日 平成29年 3月31日
- 株主番号 1000001
- 行使できる議決権の数 10個

The page also includes a section for selecting the number of shares to be voted and a section for selecting the number of shares to be voted. The page has a '確認画面へ' (Go to Confirmation Screen) button and a '賛否入力画面へ' (Go to Voting Page) button.

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

The screenshot shows the login page of the MUFG voting website. The page title is 'MUFG 三菱UFJ信託銀行 株主総会に際する電子投票サイトログインページ' (MUFG MUFG Trust Bank Shareholders Meeting Electronic Voting Site Login Page). The page contains the following information:

- ログインID (Login ID)
- 仮パスワード (Temporary Password)
- ログイン (Login)

The page also includes a 'パスワードを忘れた方はこちら' (Click here if you forgot your password) link and a 'パスワードを再入力してください' (Please re-enter your password) field. The page has a 'パスワードを再入力してください' (Please re-enter your password) field and a 'パスワードを再入力してください' (Please re-enter your password) field.

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家のみなさまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第1号議案 第161期剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けており、基本的にその期間の業績に応じて配当をすべきものと考えておりますが、内部留保の充実等をも総合的に考慮して配当額を決定することを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円 総額574,925,610円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年6月24日

この結果、中間配当を含めた当期の配当は、1株につき金30円となります。

第2号議案 取締役9名選任の件

当社は、取締役の経営責任を重視し、株主のみなさまに各事業年度毎に取締役の信任をお諮りするため、定款により取締役の任期を1年と定めております。

当定款規定に基づき、取締役全員（9名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役の数及び候補者につきましては、取締役会の諮問機関である「指名報酬委員会」の答申に基づき、取締役会で決定しております。

候補者一覧

(注) 曾根武志氏及び川上晃一氏の取締役会出席状況につきましては、2023年6月23日就任後の当事業年度における出席状況であります。

候補者番号	属性	氏名	当社における現在の地位	取締役会出席状況	取締役在任期間 (本総会終結時)
1	再任	西川 貴久	取締役会長	13/13回	16年
2	再任	辻 勝	取締役社長	13/13回	16年
3	再任	藤井 博	取締役副社長	13/13回	13年
4	再任	中山 知巳	常務取締役	13/13回	5年
5	再任	曾根 武志	取締役	9/10回	1年
6	再任	川上 晃一	取締役	10/10回	1年
7	再任 社外 独立	石井 正文	取締役	13/13回	3年
8	再任 社外 独立	佐伯 里香	取締役	13/13回	3年
9	再任 社外 独立	貞苅 茂	取締役	13/13回	2年

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	にし かわ たか ひさ 西川 貴久 (1959年3月31日生) 再任	1982年 4月 当社入社 2007年 6月 当社執行役員 2008年 6月 当社取締役 2011年 6月 当社常務取締役 2012年 6月 当社取締役社長 2019年 4月 当社取締役会長 (現在) 当社関係会社管掌兼製造本部長 (現在)	123,300株
	【取締役候補者とした理由】 西川貴久氏は、2012年より代表取締役社長として、また、2019年4月からは代表取締役会長、2021年6月からは取締役会長として経営の監督と重要事項の決定を適切に行い、事業の拡大に貢献し企業価値向上にも取り組んでおります。これらの実績から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
2	つじ まさる 辻 勝 (1960年6月4日生) 再任	1987年 9月 当社入社 2007年 6月 当社執行役員 2008年 6月 当社取締役 2011年 6月 当社常務取締役 2015年 6月 当社専務取締役 2016年 4月 当社事業本部長 2019年 4月 当社取締役社長 (現在) 当社内部統制管掌兼技術本部長 (現在)	114,700株
	【取締役候補者とした理由】 辻勝氏は、2019年より代表取締役社長として経営の監督と重要事項の決定を適切に行い、現在中期経営計画を策定、推進し、企業価値向上にも取り組んでおります。これらの実績から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	ふじ い ひろし 藤井 博 (1959年1月16日生) 再任	1982年4月 株式会社太陽神戸銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2009年4月 SMBCコンサルティング株式会社関西法人ソリューション営業部長 2011年6月 当社取締役 当社財務部長 2018年6月 当社常務取締役 当社財務本部長 2020年4月 当社財務本部長兼安全保障貿易管掌 2021年4月 当社管理本部長兼財務部長兼安全保障貿易管掌 2021年5月 当社管理本部長兼安全保障貿易管掌（現在） 2021年6月 当社専務取締役 2023年4月 当社取締役副社長（現在） 〈重要な兼職の状況〉 日工興産株式会社 代表取締役社長 Nikko Baumaschinen GmbH 代表取締役社長	71,400株
【取締役候補者とした理由】 藤井博氏は、取締役として経営の監督と重要事項の決定を適切に行い、取締役副社長として管理本部を担当し、主に財務戦略を主導し、また、安全保障貿易を管掌し経営計画を推進してまいりました。これらの実績から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
4	なか やま とも み 中山 知巳 (1963年1月10日生) 再任	1982年4月 当社入社 2011年1月 当社中部支店長 2013年7月 当社東京支社AP統括営業部長 2015年6月 当社執行役員 当社事業本部事業企画部長兼東京支社AP統括営業部長 2016年4月 当社事業本部事業企画部長兼AP統括営業部長兼AP技術センター長 2018年4月 当社事業本部事業企画部長兼AP統括営業部長兼AP技術センター長兼モバイルプラント事業部長 2019年4月 当社事業本部長兼事業企画部長兼AP統括営業部長 2019年6月 当社取締役 2022年6月 当社常務取締役（現在） 2023年4月 当社事業本部長兼事業企画部長（現在）	46,760株
【取締役候補者とした理由】 中山知巳氏は、取締役として経営の監督と重要事項の決定を適切に行い、常務取締役として事業本部を担当し、当社の営業部門における営業戦略を主導し経営計画を推進してまいりました。これらの実績から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	<p>そね たけし 曾根 武志 (1970年2月25日生)</p> <p>再任</p>	<p>1990年4月 当社入社 2012年6月 当社サービス企画部東京サービスセンター長 2013年10月 当社サービス企画部東京サービスセンター長兼湾岸サービスステーション所長 2015年4月 当社サービス企画部副部長兼TSCセンター長 2016年4月 当社中部支店長 2018年4月 当社関東支店長 2019年4月 当社関東支店長兼モバイルプラント事業部長 2019年6月 当社執行役員 2022年6月 当社上席執行役員 2023年4月 当社事業本部サービス企画部長兼モバイルプラント事業部長(現在) 2023年6月 当社取締役兼執行役員(現在)</p>	11,595株
<p>【取締役候補者とした理由】 曾根武志氏は、取締役として経営の監督と重要事項の決定を適切に行い、取締役として当社の主力部門であるメンテナンスサービス事業及びモバイルプラント事業を担当し、メンテナンスサービス部門及びモバイルプラント部門における経営戦略を主導し、経営計画を推進してまいりました。これらの実績から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
6	<p>かわ かみ こう いち 川上 晃一 (1965年7月8日生)</p> <p>再任</p>	<p>1988年12月 当社入社 2003年3月 当社管理本部経営企画室長 2010年4月 当社海外事業部海外企画室長 2014年10月 当社総務部総務室長 2018年4月 当社中部支店長 2021年4月 当社社長室長兼品質保証室長 2021年6月 当社執行役員(現在) 2022年1月 当社CEOオフィス経営企画部長兼DXビジネスチーム・リーダー(CDO)兼品質保証室長 2022年10月 当社CEOオフィス経営企画部長兼DXビジネスチーム・リーダー(CDO) 2023年4月 当社管理本部副本部長兼CEOオフィス経営企画部長兼DXビジネスチーム・リーダー(CDO)(現在) 2023年6月 当社取締役(現在)</p>	6,800株
<p>【取締役候補者とした理由】 川上晃一氏は、取締役として経営の監督と重要事項の決定を適切に行い、取締役として管理本部を担当し、主に経営企画部門における経営戦略を主導し、経営計画を推進してまいりました。これらの実績から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
7	いし い まさ ふみ 石井 正文 (1957年11月3日生) 再任	1980年 4月 外務省入省 2002年 2月 外務大臣秘書官 2004年 1月 在英國日本大使館公使 2006年 7月 在アメリカ合衆国日本大使館公使 2013年 1月 外務省国際法局長 2014年 7月 駐ベルギー国特命全権大使 2017年 3月 駐インドネシア国特命全権大使 2021年 1月 外務省退官 2021年 6月 当社社外取締役 (現在)	6,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>石井正文氏は、長年にわたり外務省において要職を歴任しその豊富な国際経験を通じて培われた国際情勢に関する幅広い見識に加え、当社が今後展開を目指しているアジア地域に関する知見も有しており、多様で幅広い助言を期待できることから当社の業務執行に対する監督、助言いただくことを期待したためであります。また、同氏は過去会社の経営に関与したことがない候補者であります、上記の理由及び実績並びに期待から当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
8	さ えき り か 佐伯 里香 (1961年 2月27日生) 再任	2002年 4月 有限会社ユーシステム (現 株式会社ユーシステム) 設立 同社代表取締役 (現在) 2021年 6月 当社社外取締役 (現在) 2022年 6月 株式会社神戸商工貿易センター取締役 (現在) 〈重要な兼職の状況〉 株式会社ユーシステム 代表取締役 株式会社神戸商工貿易センター 取締役	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>佐伯里香氏は、事業会社の創業者及び現経営者として企業経営に携わるにより培われた豊富な知識と経験を、当社の経営に反映していただけるものと期待しております。また、同氏の本業であるICTの知識及びダイバーシティの観点から多様な意見を取り込むことが今後の当社の発展にも必要なものと考え、当社の業務執行に対する監督、助言いただくことを期待したためであります。上記の理由及び実績並びに期待から当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与していただく予定です。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
9	さだ かり しげる 貞苅 茂 (1957年9月22日生) 再任	1980年4月 株式会社太陽神戸銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行 2010年4月 同行執行役員 監査部長 2011年5月 株式会社みなと銀行常務執行役員 2013年4月 同行代表取締役専務兼専務執行役員 2015年6月 神戸土地建物株式会社代表取締役副社長 2016年6月 神戸ビル管理株式会社代表取締役社長 2019年6月 当社社外監査役 2022年6月 当社社外取締役(現在)	6,000株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 貞苅茂氏は、金融機関及び事業会社において長年企業経営に携わることにより培われた豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと期待しております。また、同氏の財務会計に関する知識について多様な意見を取り込むことが今後の当社の発展にも必要なものと考え、当社の業務執行に対する監督、助言いただくことを期待したためであります。上記の理由及び実績並びに期待から、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与していただく予定です。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石井正文氏、佐伯里香氏、貞苅茂氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 石井正文氏、佐伯里香氏、貞苅茂氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。3氏が選任された場合は、当社は引き続き3氏を独立役員とする予定です。
4. 石井正文氏及び佐伯里香氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。貞苅茂氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。なお、貞苅茂氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。
5. 当社は現在、石井正文氏、佐伯里香氏、貞苅茂氏の間で損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する責任限定契約を締結しております。3氏が再任された場合には、同契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者のその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 現時点においては、各候補者との間で会社法第430条の2第1項に基づく補償契約を締結する予定はございません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 保田信高氏は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、候補者につきまして、取締役会の諮問機関である「指名報酬委員会」の答申及び監査役会の同意のうえ、取締役会で決定しております。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
おか あき もり え 岡明 森衛 (1963年11月2日生) 新任	1986年4月 当社入社 2003年10月 当社北関東支店副支店長 2004年4月 当社北関東営業所長 2007年10月 当社BP事業部 BP営業部長 2013年7月 当社東京支社 BP統括営業部長 2016年4月 当社BP統括営業部長兼産業機械統括営業部長兼産業機械技術センター長 2016年6月 当社執行役員 2017年6月 当社産業機械統括営業部長兼産業機械技術センター長 2019年6月 当社産業機械統括営業部長 2021年6月 当社上席執行役員(現在) 2024年4月 当社内部統制管掌付(現在)	40,490株

【監査役候補者とした理由】

岡明森衛氏は、当社の営業部門において、営業所長、営業部長を経験するなど当社の業務について精通しております。企業の健全性を確保するために監査を行うことにつき適切な人材と判断し、今回新たに監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者のその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について当該保険契約によって填補することとしております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 当社は、定款において監査役との責任限定契約の規定を設けておりますが、現時点においては、候補者との間で当該契約を締結する予定はございません。
4. 現時点においては、候補者との間で会社法第430条の2第1項に基づく補償契約を締結する予定はございません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2023年6月23日開催の第160期定時株主総会において補欠監査役に選任された小川晴弘氏は、監査役保田信高氏の補欠として選任されておりますが、本定時株主総会の終結の時をもって監査役保田信高氏は任期満了により退任いたしますので、第3号議案「監査役1名選任の件」が原案どおり承認可決された場合に監査役に就任いたします岡明森衛氏の補欠として、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、補欠監査役の予選の効力は、定款の規定により本定時株主総会后、2年後の定時株主総会開始の時までとなります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、候補者につきまして、取締役会の諮問機関である「指名報酬委員会」の答申及び監査役会の同意のうえ、取締役会で決定しております。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
おがわ はる ひろ 小川 晴弘 (1968年3月5日生)	1991年4月 株式会社太陽神戸三井銀行（現 株式会社三井住友銀行） 入行 2013年4月 SMBC日興証券株式会社大阪支店部長兼コンサルタント 課長 2014年4月 株式会社三井住友銀行北鈴蘭台支店長 2017年4月 同行御影支店長 2018年10月 同行相続アドバイザー一部上席推進役 2021年5月 当社出向 管理本部財務部長（現在） 2022年4月 当社転籍	300株

【補欠監査役候補者とした理由】

小川晴弘氏は、銀行及び証券会社において長年従事した後、当社の財務部長を経験するなど、財務会計に関する豊富な知識、経験を有しております。同氏が監査役に就任した場合、これらの経験に基づく見識を活かすことで、企業の健全性を確保するための監査を適切に行うことができると判断し、補欠監査役としての選任をお願いするものであります。

-
- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者のその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について当該保険契約によって填補することとしております。小川晴弘氏が監査役に就任することとなった場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 当社は、定款において監査役との責任限定契約の規定を設けておりますが、現時点においては、小川晴弘氏が監査役に就任することとなった場合に、同氏との間で当該契約を締結する予定はございません。
4. 現時点においては、小川晴弘氏が監査役に就任することとなった場合に、同氏との間で会社法第430条の2第1項に基づく補償契約を締結する予定はございません。

以上

第5号議案 取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役報酬額は、2014年6月20日開催の第151期定時株主総会の決議で「年額220百万円以内」としてご承認いただき、今日に至っておりますが、今般、取締役の責務や期待される役割がこれまで以上に増大することや経営体制の充実化及びコーポレート・ガバナンスの強化に伴う取締役会の構成の変化など諸般の事情を考慮し、取締役の報酬等の額を「年額310百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）」と改定させていただきたいと存じます。

取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針は事業報告に記載のとおりであります。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されましても、員数に変更はございません。

第6号議案 監査役の報酬等の額改定の件

当社の監査役報酬額は、2009年6月25日開催の146期定時株主総会の決議で、「年額50百万円以内」としてご承認いただき、今日に至っておりますが、その後の当社グループの事業規模拡大やコーポレート・ガバナンス体制の強化により監査役の職務範囲は拡大しており、それに伴い監査役の役割・責務が増大していることを考慮し、役割・責任に応じた報酬水準を実現していくため、監査役の報酬額を「年額80百万円以内」と変更させていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名報酬委員会の審議を経て監査役の協議の上、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の監査役は4名（うち社外監査役3名）であり、第3号議案が原案どおり承認可決されましても、員数に変更はございません。

(ご参考) 取締役会と監査役会の多様性 (第2号議案及び第3号議案が承認された場合)

取締役候補者番号	氏名	独立性 (社外のみ)	当社が期待する知見・経験(*)								
			会社経営 事業運営	業界 知識	財務 会計	法務 コンプライア ンス	国際 経験	営業 経験	ICT	技術 経験	行政 経験
1	西川 貴久		●	●			●			●	
2	辻 勝		●	●				●	●	●	
3	藤井 博		●		●	●	●				
4	中山 知巳		●	●				●		●	
5	曾根 武志		●	●				●		●	
6	川上 晃一		●	●			●	●	●		
7	石井 正文	●				●	●				●
8	佐伯 里香	●	●						●		
9	貞 莉 茂	●	●		●	●					

(*) 上記一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

(*) 上記一覧表のICTとは、Information and Communication Technology (情報通信技術) を意味します。

監査役候補者番号	氏名	独立性 (社外のみ)	当社が期待する知見・経験(*)								
			会社経営 事業運営	業界 知識	財務 会計	法務 コンプライア ンス	国際 経験	営業 経験	ICT	技術 経験	行政 経験
-	岡 明 森 衛		●	●				●			
-	大 田 直 樹	●	●				●				
-	福 井 剛	●			●						
-	米 田 耕 士	●				●					

(*) 上記一覧表は、対象者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

(ご参考) 社外役員の独立性判断基準

当社は、当社における社外役員（取締役及び監査役）の独立性に関する判断基準を以下のとおり定め、社外役員（その候補者を含む）がいずれの項目にも該当しない場合に十分な独立性を有しているものと判断しています。

なお、社外役員は、本基準に定める独立性を退任まで維持するように努め、本基準に定める独立性を有しないことになった場合には、直ちに当社に告知するものとします。

1. 当社及びその子会社、関係会社（以下「当社グループ」と称する）の業務執行者※1、及び業務執行者であった者。
2. 当社グループを主要な取引先※2とするもの又は当社グループの主要な取引先、及びその業務執行者。
3. 当社の主要な株主※3又はその業務執行者。
4. 当社グループが主要な株主となっている者のその業務執行者。
5. 当社グループの主要な借入先※4又はその業務執行者。
6. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者。
7. 当社グループから役員報酬以外に年間1千万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
8. 当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けている者。
9. 社外役員の相互就任関係となる他の会社の業務執行者。
10. 過去3年間において、上記2から9までのいずれかに該当していた者。
11. 上記1から10に該当する者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族。
12. 現在独立社外役員の地位にあり、再任された場合の通算在任期間が取締役においては8年を超える者、監査役においては12年を超える者。
13. 上記各項のほか、当社と利益相反が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者。

※1 「業務執行者」とは、法人等の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに類する役職者及び使用人等の業務を執行する者をいう。

※2 「主要な取引先」とは、直近事業年度における取引金額がいずれかの売上高の2%を超える先をいう。

※3 「主要な株主」とは、議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。

※4 「主要な借入先」とは、直近事業年度末における当社グループの当該借入先からの借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える者をいう。

制定：2021年5月21日

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界の経済は、長引くロシアによるウクライナ侵攻に加え中東での紛争が始まる等地政学的なリスクの高まりを見せるなか、米国経済は金融引締め姿勢が続くにも関わらず底堅く推移する一方で、欧州経済は景気減速が一段と進行し、中国経済においては不動産事業を中心とした不況が鮮明となりました。日本経済においては、人手不足と円安が物価高に拍車をかけ国民経済に大きな影響を与える状況となっております。

当社では、2022年3月に日エグループの2030年のありたい姿を示した2030年ビジョン「高い技術力に裏打ちされたプラント設備・環境製品のトップメーカー且つ、運用・保全サービスによる顧客の経営パートナー」と2022年度から始まる「3ヶ年新中期経営計画（23/3～25/3）」を発表いたしました。新中期経営計画は2030年ビジョンの実現に向けた体制・プロセス・制度を構築する内部投資フェーズと位置付け、新製品・新サービスの市場投入と目標達成に必要な組織能力の強化に向けて積極投資を行う方針です。数値目標は、最終年度に連結売上高500億円、営業利益30億円（営業利益率6.0%）としております。そして、2025～2030年の期間を脱炭素に向けた環境対応製品の本格展開やASEAN地域へのエリア拡大、自動化・遠隔化などの技術導入効果の顕在化、生産プロセスの見直しなどが奏功、利益率の改善を伴うビジネス拡大フェーズと位置付けました。2030年ビジョンでは、連結売上高600億円、営業利益60億円（営業利益率10%）を目指すとともに、長期（10年）基本方針で掲げた時価総額500億円を目指してまいります。

当期の経営成績ですが、国内では当社の主要顧客である道路舗装会社の業績の改善にともなう設備投資需要の回復の影響を受け、アスファルトプラント関連事業の売上が増加いたしました。コンクリートプラント関連事業においては、生コン業界で原材料価格等上昇の販売価格への転嫁がすすんでいることから、引続き設備投資意欲が強く堅調に推移いたしました。環境及び搬送関連事業では、原材料価格等上昇の販売価格への反映が進み、売上が増加いたしました。破碎機関連事業は、ウクライナ復興支援案件等により売上が増加、製造請負関連事業もM&Aにより7月にグループ入りした株式会社松田機工が寄与し、売上が増加しております。その他の事業も原材料価格等上昇の販売価格への反映や市況の回復をうけ、売上が増加しております。

海外においては、中国では中国経済の不況の影響を受けたことにより減収減益、赤字となりました。また、タイにおきましては依然として赤字ではありますが、受注、販売は大きく増加しており、改善基調となっております。

こうした事業活動の結果として当連結会計年度は、連結売上高440億97百万円（前期比11.2%増）、連結営業利益19億68百万円（前期比91.5%増）、連結経常利益は21億44百万円（前期比70.8%増）、親会

社株主に帰属する当期純利益13億12百万円（前期比28.6%増）となり、3ヶ年の中期経営計画の連結売上高480億円、連結営業利益28億円に対して、売上高、利益面とも計画にとどかない結果となりました。

部門別の概況は以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、従来「その他」に含まれていた「破碎機関連事業」、「製造請負関連事業」について、量的な重要性が増したため報告セグメントとして記載しており、当連結会計年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

＜アスファルトプラント関連事業＞

アスファルトプラント関連事業の売上高は、前期比3.4%増の179億38百万円となりました。受注残高も、前期比12.2%増の89億75百万円となっています。

＜コンクリートプラント関連事業＞

コンクリートプラント関連事業の売上高は、前期比7.2%増の119億7百万円となりました。受注残高も増加し、前期比40.1%増の85億55百万円となっています。

＜環境及び搬送関連事業＞

環境及び搬送関連事業の売上高は、前期比14.6%増の33億9百万円となりました。受注残高は、大幅に増加し、前期比176.8%増の7億78百万円となっています。

＜破碎機関連事業＞

破碎機関連事業の売上高は前期比44.3%増の31億98百万円となりました。受注残高も、前期比26.9%増の9億62百万円となっています。

＜製造請負関連事業＞

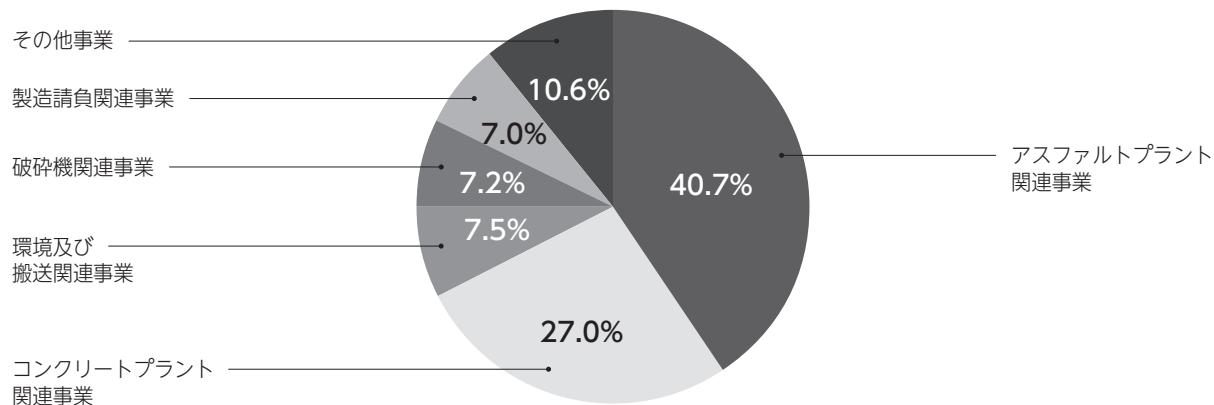
製造請負関連事業の売上高は、前期比38.6%増の30億72百万円となりました。受注残高も、前期比30.3%増の23億75百万円となっています。

＜その他事業＞

その他事業の売上高は、前期比20.0%増の46億70百万円となりました。受注残高は、前期比4.7%増の7億22百万円となっています。

部門別売上高 (対前期比較)

■第161期 部門別売上高構成比



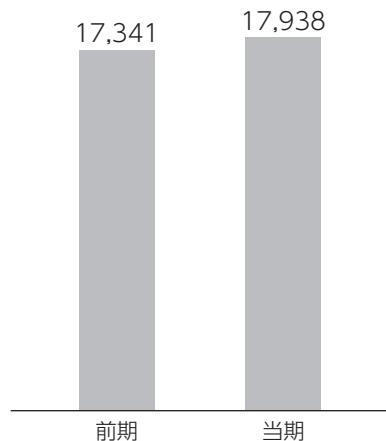
(単位：百万円、%)

	前期		当期	
	売上高	構成比	売上高	構成比
アスファルトプラント関連事業	17,341	43.7	17,938	40.7
コンクリートプラント関連事業	11,111	28.0	11,907	27.0
環境及び搬送関連事業	2,888	7.3	3,309	7.5
破砕機関連事業	2,217	5.6	3,198	7.2
製造請負関連事業	2,216	5.6	3,072	7.0
その他事業	3,891	9.8	4,670	10.6
合 計	39,665	100	44,097	100

- (注) 1. 売上高は、記載金額未満を切り捨てて表示しております。
 2. 構成比は、小数第2位を四捨五入して表示しております。

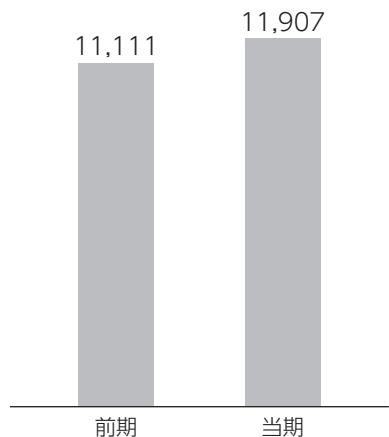
アスファルトプラント関連事業

(百万円)



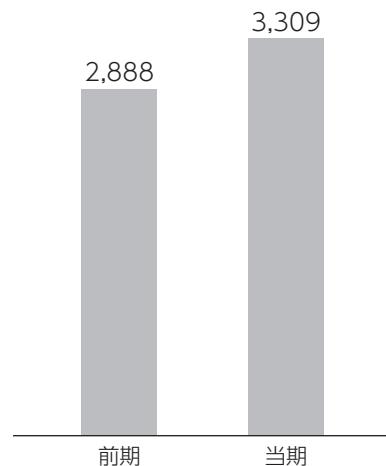
コンクリートプラント関連事業

(百万円)



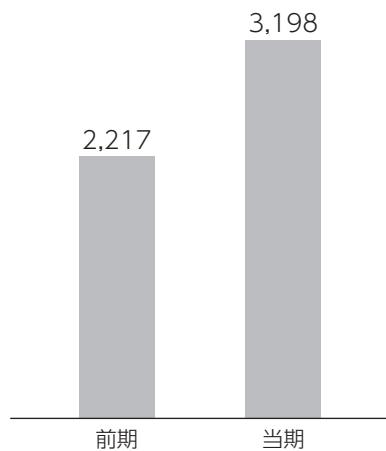
環境及び搬送関連事業

(百万円)



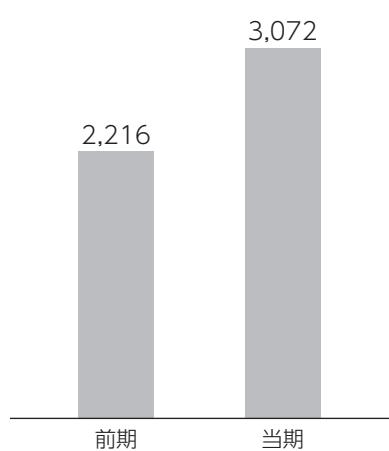
破砕機関連事業

(百万円)



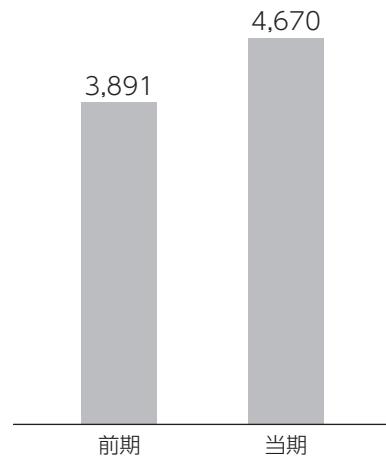
製造請負関連事業

(百万円)



その他事業

(百万円)



2. 設備投資等の状況

当社グループの設備投資等の総額は23億8百万円でした。主なものは、その他事業において賃貸用建物建設8億91百万円、破碎機関連事業において新工場建設2億84百万円、アスファルトプラント及びコンクリートプラント関連事業において新工場建設と機械及び装置で2億39百万円の投資を行いました。また、ソフトウェアの購入等で3億10百万円の投資を行いました。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、短期借入金（純額）2,081百万円、長期借入金（純額）2,251百万円の調達を実施しました。その他、増資あるいは社債発行等による資金調達は行っていません。

4. 対処すべき課題

○アスファルトプラント事業の収益性向上

道路舗装業界は、昨年同様原材料費並びにエネルギーコストの高騰が続き、一部改善されたものの、価格転嫁の途上にあり、厳しい状況が続いております。そのような環境の中、当社はGX対応の中温化合材普及などに伴う対応設備の開発、市場投入を推進するとともに、引き続き、水素バーナ、バイオマス燃料バーナなど脱炭素製品の開発や市場投入を行い、収益性を改善してまいります。さらに、ユニット化した生産効率の高い新型アスファルトプラントの販売比率を上げることで、収益を改善してまいります。

○コンクリートプラント事業の国内シェア拡大

生コン業界は、出荷量が減少する中で、電力や原材料、輸送コストなどのコストアップ分を経済産業省、国土交通省、生コン議員連盟の協力を得て適正に価格転嫁し物価資料の掲載価格などにも反映されたことにより好調に推移しており、今後も継続的な需要を見込むことができます。

コンクリートプラントのトップメーカーとして更なるシェアを拡大するため、生コン工場におけるトータル管理、プラント支援センター、モバイルプラントの拡販、プレキャストの高い要求水準を満たす製品開発によって差別化を図ってまいります。

また、引き続き経済産業省及びNEDO等による『グリーンイノベーション基金事業/CO₂を用いたコンクリート等製造技術開発プロジェクト』にも積極的に参画してまいります。

○メンテナンス事業の安全対策

当社では年間1,000件以上のプラント工事に携わる中、安全対策を最優先事項としております。労働災害撲滅に向けプラント安全対策プロジェクトを立ち上げ、安全対策マニュアルや注意喚起動画の制作、見直しを進めております。

その取り組みのなかで、昨年は作業管理アプリ「みまもり君」を開発しリスクアセスメントの強化を図りました。

当社社員だけではなく、工事協力店やお客様にも安全衛生のサポート業務を展開しており、さらなる信頼性の向上に努めてまいります。

○海外市場の深耕

タイにおけるリサイクル合材の普及が始まり、リサイクル装置の市況が活性化しております。日本のリサイクル技術は世界トップレベルであり、リサイクル合材普及に向けてタイ政府や民間会社と積極的に関わっております。新型リサイクル設備を市場に投入することによりタイにおけるシェアを拡大し、タイでのトップメーカーを目指してまいります。

○新規発展領域の拡充

国内砕石プラントの多くが老朽化による更新時期を迎え、扱いやすい自走式破砕機の需要が増加しております。この需要に応えるべくモバイルプラント事業部では、在庫管理体制や人員の強化、積極的な販促イベントを行い更なる事業規模拡大に取り組んだ結果、事業規模が2年で2倍に成長いたしました。2024年度も積極的な販促イベントによる更なるシェア拡大を目指してまいります。

また、製造請負事業の強化のためM&Aを実施し、2022年3月に宇部興機株式会社を、2023年7月に株式会社松田機工を当社グループに迎えました。本社工場での製造請負事業は20年以上にわたる実績から信頼を積み重ね、2023年度は近年最高の受注を獲得いたしました。

2024年度以降もグループ連携を強化し、高収益な事業として注力いたします。

○環境負荷低減への取り組み

「脱炭素社会」の実現に向け、アスファルトプラント用燃料として、天然ガス、各種バイオマス燃料、アンモニア、水素などを利用できる燃焼装置、技術の開発を進めております。これらの低・脱炭素燃料については既存燃料と比べ、コスト、流通量の面で発展途上ではありますが、環境が整い次第これらの新技術を用いた製品を市場に投入することで、先行優位性を確保いたします。また、引き続き省エネルギー、省コストへの取組みにも注力し、長期・短期での環境負荷低減に寄与してまいります。

一方、コンクリート業界においても低炭素化は大きな潮流となっております。当社としましては廃コンクリートへCO₂を吸着する技術を利用した各種プラント装置の開発を進めており、今後普及が見込まれ、社会的に大きなインパクトを与えることが期待されます。上記を一例として、引き続き環境負荷低減に関わる技術開発、製品開発に取り組んでまいります。

○成長投資と株主還元

前中期経営計画の期間では、今後の成長に備えた基盤づくりとして、タイ工場建設、企業買収、生産性改善を目的とした投資を積極的に行ってまいりました。

現在の中期経営計画期間中は人的資本の充実に向けた積極投資を行っております。

具体的には中期経営計画の3年間で社員採用を積極的に行い145名の純増（日工単体）を予定しております。今年度においては新卒33名、中途36名の合計69名を採用いたしました。

株主還元に関しましては、現在の中期経営計画期間中は配当性向60%以上を継続いたします。

○カーボンニュートラルへの対応

温室効果ガス（GHG）排出による気候変動が社会・経済に与える影響は甚大で、当社グループとして取り組むべき最重要の社会課題だと認識しております。パリ協定が目指す脱炭素社会の実現に向け、当社グループは2030年の中間目標として自らの事業活動に加えて、お客様が保有する当社製プラントから排出される二酸化炭素（CO₂）排出量の50%削減（2021年実績比）の実現を目指しております。

2050年のカーボンニュートラルの実現に向けてCO₂排出量の低減を実現する関連技術の開発と製品・サービスの提供を推進しております。2021年10月にTCFD提言への賛同を表明、気候変動問題に関して株主・投資家をはじめとするステークホルダーとの円滑なコミュニケーションのため、TCFDフレームワークに沿った情報開示を行います。

当社グループのCO₂排出量（第160期）

スコープ1,2&3のCO₂排出量検証値 (t-CO₂)

カテゴリ	対象活動	2013年度	2020年度	2021年度	2022年度	
スコープ1&2						
1	燃料の燃焼	製造、加工、実験時の排出	430	305	341	353
2	電気の使用	全社、寮の電気使用量	2,639	2,454	2,354	191
スコープ3						
1	購入した製品・サービス	購入した製品の上流の排出（材料、事務用品含む）	39,073	48,002	46,876	40,958
2	資本財	新しく導入完了した設備投資上流の排出	2,137	3,946	2,278	2,342
3	スコープ1,2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動	スコープ1,2で燃焼・発電に使用される燃料の採掘・精製等による排出	367	328	321	314
4	輸送、配送（上流）	材料・部品の調達輸送分製品の出荷（費用自社負担）	26,386	24,670	27,020	28,613
5	事業から出る廃棄物	廃棄物処理、有価物でないリサイクル、輸送時の排出	115	61	42	41
6	出張	従業員の出張時（鉄道・国内航空）の排出	84	83	85	91
7	雇用者の通勤	従業員の通勤時（鉄道・バス・船・自動車・バイク）の排出	310	304	310	329
11	販売した製品の使用	販売したAP（アスファルトプラント）の稼働時排出	1,091,313	620,840	718,339	559,136
		販売したBP（バッチャープラント）の稼働時排出	33,716	20,586	29,829	28,367
		販売したコンベヤの稼働時排出	101,819	57,075	46,052	76,581
		カテゴリ11計	1,226,848	698,501	794,220	664,084
12	販売した製品の廃棄	販売したAP・BP・環境プラントの廃棄時排出	93	95	93	74
計			1,298,482	778,749	873,940	737,390
対2013年度比			100.0%	60.0%	67.3%	56.8%

低炭素化 製品開発例

① 水素燃焼バーナ

第161期にはアスファルトプラント用水素燃焼バーナを開発いたしました。（東京ガス株式会社との共同開発）

水素は脱炭素のキーテクノロジーとして期待されている脱炭素燃料であり、今後我が国でも化石燃料の代替えとしての有力な技術です。

当社としましても、次世代の燃料を見据えて先行して技術開発を行いアスファルトプラント用として世界に先駆け、水素を燃料とするバーナの開発を行いました。

また、プラントに設置した場合の合材への品質確認のために、水素バーナを用いた合材製造試験も行い、従来燃料と同等の合材品質を確保できることも確認いたしました。



アスファルトプラント用水素燃焼バーナ

② アスファルトフォームド装置

加熱された液体アスファルトに水を添加し泡状にすることで、アスファルトの粘度を低減させ本来の加熱温度より低い温度でアスファルト合材を製造するための方式、装置です。従来より30度低い温度で合材を生産できるため、省エネルギー、低炭素化に貢献することができます。

舗装業界の低炭素化の意識の高まりにより、第160期には約30台、第161期には約60台お客様へ納入しております。



アスファルトフォームド装置

その他の取り組み

2022年3月より当社本社工場で使用する電力は全量を再生可能エネルギー電力に切り替えております。その結果、スコープ2におけるCO₂排出量は、2021年度の2,354t-CO₂から2022年度は191t-CO₂に大幅に低減しております。今後は全国の営業所、グループ企業においても同様の取り組みを進めてまいります。

○再生可能エネルギー由来（グリーン）電力導入比率（日工単体実績）

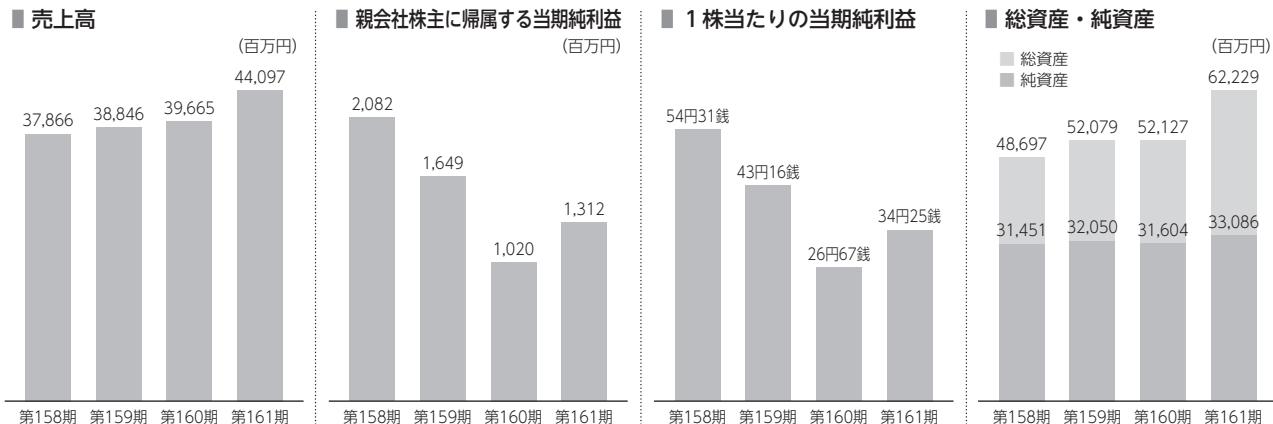
2021年度 7.9% 2022年度 91.8%

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第158期 (2020/4～2021/3)	第159期 (2021/4～2022/3)	第160期 (2022/4～2023/3)	第161期 (2023/4～2024/3) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	37,866	38,846	39,665	44,097
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,082	1,649	1,020	1,312
1株当たりの 当期純利益	54円31銭	43円16銭	26円67銭	34円25銭
総資産 (百万円)	48,697	52,079	52,127	62,229
純資産 (百万円)	31,451	32,050	31,604	33,086

(注) 1. 1株当たりの当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益を期中平均発行済株式総数で除して算出しております。
2. 記載金額未滿を切り捨てて表示しております。



6. 重要な子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
日工電子工業株式会社	235百万円	100.0%	電子機器の製造・販売、電気通信を利用した各種サービスの提供
日工マシナリー株式会社	95	100.0	土木建設機械、水門、防水板、道路保全機械の製造・販売
トンボ工業株式会社	50	100.0	ショベル等土農工器具類、ミキサの製造・販売
日工セック株式会社	90	100.0	仮設機材類の製造・販売・リース、機材センターの合理化設備の製造・販売
日工興産株式会社	290	100.0	住宅等のリフォーム、不動産の仲介売買、不動産の賃貸、損害保険代理業
株式会社西日本不動産	10	※70.0	戸建て住宅の建築販売、不動産売買・仲介・管理
株式会社前川工業所	99	100.0	破砕機、振動篩、各種産業機械の製造・販売
宇部興機株式会社	300	100.0	鋼構造物・産業機械・環境機器の設計・製作・据付・設備保全
株式会社松田機工	99	100.0	プラント・設備機械に関わる製缶加工・組立
日工（上海）工程機械有限公司	745	100.0	建設機械類の製造・販売
Nikko Baumaschinen GmbH	1,022千ユーロ	100.0	建設機械類の輸出入、建設機械市場に関する市場調査
Nikko Asia(Thailand) Co., Ltd.	15百万バーツ	49.0	アスファルトプラントの販売・メンテナンス
Nikko Nilkhosol Co., Ltd.	698百万バーツ	※97.9	アスファルトプラント及び産業機械の製造・販売

(注) 1. 資本金は記載金額未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資比率は、発行済株式総数に対する所有株式数の割合を、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

3. 上表の※印は、子会社保有の株式を含めております。

(2) 重要な企業結合等の状況

当社は、2023年7月6日をもって、株式会社松田機工の発行済株式の100%を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

また、当社は、2024年2月13日開催の取締役会において、株式会社松田機工の89,000千円の増資引受けを決議し、2024年3月4日に出資いたしました。

当社は、2024年2月13日開催の取締役会において、日工興産株式会社の200,000千円の増資引受けを決議し、2024年2月20日に出資いたしました。

当社は、2024年2月13日開催の取締役会において、宇部興機株式会社の205,000千円の増資引受けを決議し、2024年3月1日に出資いたしました。

当社は、2023年12月22日開催の取締役会において、Nikko Nilkhosol Co., Ltd.の600,000千円タイバーツの増資引受けを決議し、2024年3月25日に出資いたしました。

当社連結子会社である日工興産株式会社は、2024年3月29日をもって、株式会社西日本不動産の発行済株式の70%を取得し、連結子会社(当社の孫会社)といたしました。

7. 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

区分	主要品目
アスファルトプラント 関連事業	アスファルトプラント、リサイクルプラント、合材サイロ、電子制御機器、工場管理システム等の製造・販売・メンテナンスサービス
コンクリートプラント 関連事業	コンクリートプラント、コンパクトコンクリートプラント、コンクリートポンプ、電子制御機器、工場管理システム、コンクリート製品生産用工場設備等の製造・販売・メンテナンスサービス
環境及び搬送 関連事業	ベルトコンベヤ、設備用コンベヤ、缶・ビン選別機、油汚染土壌浄化プラント、プラスチックリサイクルプラント等の製造・販売、バッテリーリサイクル、排水蒸発処理プラント
破砕機関連事業	モバイルプラント、破砕機の製造・販売
製造請負関連事業	鋼構造物・産業機械・環境機器の設計・製作・据付・設備保全、プラント・設備機械に関わる製缶加工・組立、工場の生産営業（製造請負）
その他事業	パイプ枠組足場、鋼製道板、アルミ製仮設昇降階段、ショベル、スコップ、小型コンクリートミキサ、モルタルミキサ、水門、防水板、不動産賃貸、建設機械製品リース、住宅リフォーム

8. 主要な営業所及び工場（2024年3月31日現在）

(1) 当社

営業所	本社（明石）、事業本部（千代田区）、大阪支店（大阪）、北海道支店（札幌）、東北支店（仙台）、関東支店（さいたま）、中部支店（名古屋）、中・四国支店（広島）、九州支店（大野城）、沖縄支店（島尻郡）、横浜営業所、新潟営業所（新潟）、四国営業所（高松）、南九州営業所（鹿児島）、東京サービスセンター（野田）、明石サービスセンター、カスタマーサポートセンター（明石）、湾岸営業所（市川）、東京モバイルセンター（吉川）
工場	本社工場（明石）、幸手工場、加古川工場、福崎工場（神崎郡）
海外	台北支店

(注) () 内は、所在地を示しております。

(2) 子会社

日工電子工業株式会社	本社・工場（長岡京）、大阪オフィス
日工マシナリー株式会社	本社・工場（野田）、明石工場、関西支店（明石）、東部営業部（野田）、岡山事務所（赤磐）、横浜営業所
トンボ工業株式会社	本社（明石）、福崎工場（神崎郡）、東部営業所（吉川）、西部営業所（明石）、北海道営業所（札幌）、東北営業所（仙台）、九州営業所（大野城）
日工セック株式会社	本社（明石）、東部営業所（野田）、工場（野田）、東京リースセンター（幸手）、北海道営業所（札幌）、西部営業所・大阪リースセンター（堺）、九州営業所（大野城）
日工興産株式会社	本社（明石）
株式会社西日本不動産	本社（川西）
株式会社前川工業所	本社・工場・技術センター（大東）
宇部興機株式会社	本社・工場（宇部）
株式会社松田機工	本社・工場（笠岡）
日工（上海）工程機械有限公司	本社・工場（中国上海）、北京事務所、上海事務所
Nikko Baumaschinen GmbH	本社（ドイツ デュッセルドルフ）
Nikko Asia(Thailand) Co.,Ltd.	本社（タイ バンコク）
Nikko Nilkhosol Co.,Ltd.	本社・工場（タイ チョンブリ）

(注) () 内は、所在地を示しております。

9. 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
1,117名	53名増

(注) 従業員数は、臨時雇用者 (201名) を除いております。

10. 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	5,958百万円
三菱UFJ銀行株式会社	1,546
株式会社みなと銀行	845
株式会社りそな銀行	358
株式会社山陰合同銀行	323
三井住友銀行 (中国) 有限公司	283
三菱UFJ銀行 (中国) 有限公司	267
株式会社広島銀行	200
株式会社山口銀行	193
みずほ銀行 (中国) 有限公司	157
株式会社みずほ銀行	150
近畿産業信用組合	101

(注) 1. 借入金残高は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 借入金残高は長期借入金及び短期借入金の合計金額であります。

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はございません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 150,000,000株
2. 発行済株式総数 40,000,000株 (自己株式1,671,626株を含む。)
3. 株主数 17,951名
4. 大株主 (上位10名)

当社大株主の状況は下記のとおりであります。

順位	株主名	持株数	持株比率
1	日工取引先持株会	6,078千株	15.86%
2	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,598	9.39
3	日工社員持株会	1,699	4.43
4	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	909	2.37
5	株式会社三井住友銀行	878	2.29
6	日本生命保険相互会社	854	2.23
7	住友生命保険相互会社	745	1.94
8	株式会社百十四銀行	683	1.78
9	明治安田生命保険相互会社	648	1.69
10	中西電機工業株式会社	620	1.62

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式を1,671,626株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を除いた発行済株式総数で除して算出し、小数第3位を四捨五入して表示しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	24,000株	6名
監査役 (社外監査役を除く)	3,100株	1名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、Ⅲ. 2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等に記載しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
西川 貴久	取締役会長 (関係会社管掌兼製造本部長)	
辻 勝	取締役社長 (代表取締役) (内部統制管掌兼技術本部長)	
藤井 博	取締役副社長 (管理本部長兼安全保障貿易管掌)	日工興産(株)代表取締役社長 Nikko Baumaschinen GmbH代表取締役社長
中山 知巳	常務取締役 (事業本部長兼事業企画部長)	
曾根 武志	取締役 (事業本部サービス企画部長兼モバイルプラント事業部長)	
川上 晃一	取締役 (管理本部副本部長兼CEOオフィス経営企画部長兼DXビジネスチーム・リーダー(CDO))	
石井 正文	取締役	
佐伯 里香	取締役	(株)ユーシステム代表取締役 (株)神戸商工貿易センター取締役
貞苺 茂	取締役	
保田 信高	常任監査役(常勤)	
大田 直樹	監査役	
福井 剛	監査役	公認会計士 (RSM清和監査法人パートナー)
米田 耕士	監査役	弁護士 (弁護士法人多聞法律事務所代表社員)

- (注) 1. 取締役石井正文、佐伯里香、貞苺 茂の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役大田直樹、福井 剛、米田耕士の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役大田直樹氏は、日東精工株式会社及び和光株式会社の役員経験者であり、企業経営、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 監査役福井 剛氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 社外取締役石井正文氏、佐伯里香氏、貞苺 茂氏並びに社外監査役大田直樹氏、福井 剛氏、米田耕士氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
6. 取締役田中 実氏及び湯浅 勉氏は、2023年6月23日開催の第160期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
7. 当事業年度中における役員取締役の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
藤井 博	専務取締役	取締役副社長	2023年4月1日

8. 当事業年度中における取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
中山 知巳	事業本部長兼事業企画部長兼AP統括営業部長	事業本部長兼事業企画部長	2023年4月1日

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の決定方針

当社は2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、2022年5月13日開催の取締役会においてその内容を一部変更して決議しております。取締役の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、かつ、株主利益にも配慮した報酬体系とし、取締役会で定めている「役員の報酬・賞与に関する内規」（以下、「内規」という。）に従い、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には、業務執行取締役の報酬は内規で定めた範囲において、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等、株式報酬により構成し、監督機能を主とする社外取締役については、基本報酬、業績連動報酬等を支払うことといたします。

「内規」には役位ごとに基準年額、基準月報、月報範囲、基準割当株式金額、基準賞与が定められております。

なお、2021年4月以降は任意の指名報酬委員会（以下、「委員会」という。）を設置しており、そこでの答申を踏まえて適宜見直しを行うこととしております。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、内規に定めた役位別の基準に従い、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等も考慮しながら総合的に勘案して決定いたします。

なお、2021年4月以降は委員会を設置しており、そこでの答申を踏まえて適宜見直しを行うこととしております。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

<業績連動報酬について>

業績連動報酬等は、事業年度ごとのグループ全体の成長並びに業績向上に対する意識を高めるため原則として連結営業利益を基本的な業績指標とし、それに加えて当社単体の業績、及び株主への配当、従

業員への賞与等も勘案して決定し、役員賞与として支給しております。

なお、2021年4月以降は委員会を設置しており、そこでの答申を踏まえて取締役会で適宜見直しを行うこととしております。

具体的な数値につきましては、役員賞与は業績評価と貢献度評価から構成され、業績評価においては、連結営業利益25億円を利益達成の基準とする各役位の賞与額を定め、そこから前後1億円に対して±2%の加減により業績評価を、経営計画に対する貢献度評価は、委員会において役員それぞれに対して±20%の範囲で加減評価を行った後、取締役会にて決定しております。なお、多額の特別損益等が発生した場合等についても、委員会での審議を経て取締役会で決定するものとしております。

社外取締役につきましては、支払基準に達した場合に月額報酬の約1か月分相当額を業績連動報酬等として支払うこととしております。

支払い時期につきましては、役員賞与を支給する場合は毎年5月末としております。

<非金銭報酬等について>

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし内規に従い役位ごとに付与いたします。その割合はおおよそ月額報酬の10%程度を目途とし、現時点では2020年6月25日の株価を前提に株数を決定し固定しております。なお、付与のタイミングは原則として定時株主総会終結後の最初の取締役会にて決議を行い、譲渡制限期間は30年又は会社が認めた場合（退任等）としております。社外役員につきましては、非金銭報酬等の対象とはしておりません。

株数につきましても、委員会からの答申を踏まえて適宜見直しを行うこととしております。

支払時期につきましては、毎年6月の定時株主総会終了後の取締役会においてその期の株式報酬として支給を決議し、7月中旬に付与を行っております。

d. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等がおおよそ7：2：1程度となっております。業績連動報酬等は役員賞与であり、非金銭報酬等は譲渡制限付株式です。

役位にかかわらず現時点では上記のような割合で内規を作成しております。

今後につきましては委員会にて議論を行い適切な割合について審議し見直しを行うことといたします。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、委員会にて審議を行い、その答申を得ることとし、その答申の範囲内にて取締役社長が決定するものとしております。

なお、答申につきましては現時点で定めている譲渡制限付株式の個人別割当株数につきましてもその対象としております。

また、委員会の委員につきましては、独立社外取締役を過半数とし、監査役会議長（常勤監査役）がオブザーバーとして参加する形態としております。委員会におきましては、取締役会から諮問を受けた指名報酬委員会規則事項（基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬、それらの割合等）について審議を行い、答申を行っております。開催頻度については四半期に1度行うこととしております。

f. その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

現時点においては譲渡制限付株式の無償取得事由以外のクローバック条項等については定めておりませんが、今後委員会において審議する中で必要と認められる場合においては制定について審議してまいります。

（ご参考）指名報酬委員会の構成員

2023年第1回目（2023年8月10日）の構成員は次のとおりです。

委員長	役職名	氏名
◎	代表取締役社長	辻 勝
	社外取締役	佐伯里香
	社外取締役	貞莉 茂

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	203,596 (25,800)	152,466 (23,940)	36,420 (1,860)	14,710 (-)	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	43,263 (17,370)	35,520 (16,020)	5,773 (1,350)	1,970 (-)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	246,860 (43,170)	187,986 (39,960)	42,193 (3,210)	16,681 (-)	15 (7)

- (注) 1. 報酬等の総額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬限度額は、2014年6月20日開催の第151期定時株主総会において、年額220百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。また、2018年6月22日開催の第155期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として年額40百万円以内と決議いただいております。上記支給額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額である14,710千円を含めております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、5名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2009年6月25日開催の第146期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、5名です。また、2018年6月22日開催の第155期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、監査役（社外監査役を除く）に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として年額10百万円以内と決議いただいております。上記支給額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額である1,970千円を含めております。当該株主総会終結時点の対象監査役の員数は1名です。
4. 2009年6月25日開催の第146期定時株主総会で役員退職慰労金制度を廃止しております。
5. 上記の報酬等の総額には、2023年6月23日開催の第160期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）の在任中の報酬等の額を含めております。
6. 役員賞与につきましては、イ. 取締役の報酬等の決定方針 c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件に関する方針を含む。）＜業績連動報酬について＞の記載に従い算定したものであります。
7. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の条件等はイ. 取締役の報酬等の決定方針 c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）＜非金銭報酬等について＞の記載に従い付与しております。また、当事業年度における交付状況はⅡ. 5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況に記載しております。
8. 取締役会は、代表取締役 辻 勝に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
9. 業績連動報酬にかかる基本的な業績指標は連結営業利益であり、その実績は連結損益計算書に記載のとおりでございます。事業年度ごとのグループ全体の成長並びに業績向上に対する意識を高めるため原則として連結営業利益を基本的な業績指標とし、それに加えて当社単体の業績及び株主への配当、従業員への賞与等も勘案し決定することが妥当であるものと考えていることが、連結営業利益を指標として選択している理由であります。
10. 取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先法人等名	兼職の内容	関係
社外取締役	石井正文	重要な兼職はありません。		記載すべき関係はありません。
	佐伯里香	株式会社ユーシステム	代表取締役	当社と両社との間には特別の取引関係はありません。
		株式会社神戸商工貿易センター	取締役	
	貞苺茂	重要な兼職はありません。		記載すべき関係はありません。
社外監査役	大田直樹	重要な兼職はありません。		記載すべき関係はありません。
	福井剛	RSM清和監査法人	パートナー	当社と同監査法人との間には特別の取引関係はありません。
	米田耕士	弁護士法人多聞法律事務所	代表社員	当社と同法律事務所との間には特別の取引関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び期待役割に関し行った職務の概要
社外取締役	石井正文	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回（出席率100％）に出席し、審議に関して主に元外務官僚としての豊富な経験と幅広い国際情勢に関する知見より適宜発言を行い、当社の業務執行に対する監督、助言をする等適切な役割を果たしております。
社外取締役	佐伯里香	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回（出席率100％）に出席し、審議に関して主に経験豊富な経営者の観点より適宜発言を行い、特にICT及びダイバーシティの観点から当社の業務執行に対する監督、助言をする等適切な役割を果たしております。また、上記のほか、指名報酬委員会の委員として、2023年6月23日就任以降に開催された委員会3回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役	貞苺茂	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回（出席率100％）に出席し、審議に関して主に経験豊富な経営者の観点より適宜発言を行い、特に財務の視点から当社の業務執行に対する監督、助言をする等適切な役割を果たしております。また、上記のほか、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外監査役	大田直樹	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回（出席率100％）に、また、監査役会15回のうち15回（出席率100％）に出席し、審議に関して主に経験豊富な経営者の観点より適宜発言を行っております。
社外監査役	福井剛	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回（出席率100％）に、また、監査役会15回のうち15回（出席率100％）に出席し、審議に関して主に公認会計士としての専門的見地より適宜発言を行っております。
社外監査役	米田耕士	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回（出席率100％）に、また、監査役会15回のうち15回（出席率100％）に出席し、審議に関して主に弁護士としての専門的見地より適宜発言を行っております。

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40,300千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	400千円

- (注) 1. 上記の報酬等の額につきましては、当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 非監査業務の内容

当社は、一部の子会社において、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務諸表作成のための指導・助言等に関する業務を委託しております。

(3) 海外連結子会社の監査の状況

海外連結子会社は、プライスウォーターハウスクーパース、KPMGの監査を受けております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

MEMO

連結計算書類

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	62,229,777 千円	負債の部	29,143,127 千円
流動資産	41,033,505	流動負債	21,743,830
現金及び預金	15,551,040	支払手形及び買掛金	3,256,383
受取手形	1,773,351	電子記録債務	1,296,629
売掛金	8,975,164	ファクタリング未払金	2,868,851
電子記録債権	2,419,760	短期借入金	6,166,112
商品及び製品	1,631,819	未払法人税等	965,509
仕掛品	8,323,606	未払金	700,795
原材料及び貯蔵品	1,695,328	前受金	17,242
為替予約	30,868	契約負債	4,625,992
その他	633,882	賞与引当金	610,110
貸倒引当金	△1,315	役員賞与引当金	98,840
固定資産	21,196,271	受注損失引当金	82,603
有形固定資産	13,247,504	その他の	1,054,759
建物及び構築物	6,175,807	固定負債	7,399,296
機械装置及び運搬具	1,199,103	長期借入金	4,550,813
工具、器具及び備品	514,143	繰延税金負債	170,582
土地	4,204,506	役員退職慰労引当金	206,862
リース資産	58	退職給付に係る負債	2,140,445
使用権資産	75,052	その他の	330,593
建設仮勘定	1,078,833	純資産の部	33,086,650
無形固定資産	1,208,182	株主資本	30,038,357
のれん	196,565	資本金	9,197,607
その他	1,011,617	資本剰余金	7,787,630
投資その他の資産	6,740,584	利益剰余金	13,791,387
投資有価証券	5,248,933	自己株式	△738,267
出資	107,315	その他の包括利益累計額	2,990,626
長期貸付金	13,002	その他有価証券評価差額金	2,335,692
繰延税金資産	549,774	為替換算調整勘定	696,367
その他	951,814	繰延ヘッジ損益	21,428
貸倒引当金	△130,256	退職給付に係る調整累計額	△62,862
資産合計	62,229,777	非支配株主持分	57,665
		負債・純資産合計	62,229,777

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

連結損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

科 目	金 額
売上高	44,097,791 千円
売上原価	31,992,447
売上総利益	12,105,343
販売費及び一般管理費	10,136,609
営業利益	1,968,734
営業外収益	416,057
受取利息	4,133
受取配当金	141,095
為替差益	117,770
保険解約返戻金	46,826
その他	106,231
営業外費用	240,178
支払利息	119,864
損害賠償金	107,747
その他	12,567
経常利益	2,144,613
特別利益	87,094
投資有価証券売却益	68,451
固定資産売却益	11,053
負債のれん発生益	7,589
特別損失	620
固定資産売却損	620
税金等調整前当期純利益	2,231,087
法人税、住民税及び事業税	1,003,242
法人税等調整額	△16,189
当期純利益	1,244,034
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△68,270
親会社株主に帰属する当期純利益	1,312,304

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	46,412,612 千円	負債の部	20,564,087 千円
流動資産	26,766,556	流動負債	15,892,585
現金及び預金	10,171,184	電子記録債務	1,140,004
受取手形	1,196,348	買掛金	1,937,324
電子記録債権	2,291,993	ファクタリング未払金	2,868,851
売掛金	6,328,733	短期借入金	4,302,564
製品	456,876	未払金	469,367
仕掛品	5,319,167	未払法人税等	540,023
原材料及び貯蔵品	567,391	未払費用	160,285
為替予約	30,868	前受金	17,242
その他	404,869	契約負債	3,287,746
貸倒引当金	△876	預り金	223,656
		賞与引当金	474,615
		役員賞与引当金	63,800
		受注損失引当金	44,450
		その他	362,652
固定資産	19,646,055	固定負債	4,671,501
有形固定資産	5,927,035	長期借入金	2,443,590
建物	2,640,075	繰延税金負債	163,303
構築物	301,925	退職給付引当金	1,751,751
機械及び装置	686,576	役員退職慰労引当金	89,445
車両及び運搬具	16,937	その他	223,411
工具、器具及び備品	84,552		
土地	2,016,150	純資産の部	25,848,525
リース資産	58	株主資本	23,512,018
建設仮勘定	180,759	資本金	9,197,607
無形固定資産	970,555	資本剰余金	7,958,875
電話加入権等	56,688	資本準備金	7,802,343
ソフトウェア	412,133	その他資本剰余金	156,531
ソフトウェア仮勘定	501,733	自己株式処分差益	156,531
投資その他の資産	12,748,464	利益剰余金	7,093,803
投資有価証券	5,192,219	利益準備金	849,758
関係会社株式	5,910,020	その他利益剰余金	6,244,044
関係会社出資金	805,144	別途積立金	3,527,600
長期貸付金	633,783	繰越利益剰余金	2,716,444
その他の	892,574	自己株式	△738,267
貸倒引当金	△685,278	評価・換算差額等	2,336,506
		その他有価証券評価差額金	2,315,078
		繰延ヘッジ損益	21,428
資産合計	46,412,612	負債・純資産合計	46,412,612

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

科 目	金 額
売上高	33,975,473 千円
売上原価	25,194,651
売上総利益	8,780,821
販売費及び一般管理費	7,349,542
営業利益	1,431,279
営業外収益	587,863
受取利息	28,654
受取配当金	285,752
為替差益	116,218
その他	157,237
営業外費用	129,192
支払利息	17,021
損害賠償金	107,747
その他	4,424
経常利益	1,889,949
特別利益	379,539
投資有価証券売却益	68,451
貸倒引当金戻入額	311,087
特別損失	204,734
貸倒引当金繰入額	204,734
税引前当期純利益	2,064,754
法人税、住民税及び事業税	584,712
法人税等調整額	△60,916
当期純利益	1,540,959

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

日工株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人
神戸事務所
指定有限責任社員 公認会計士 黒木賢一郎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 杏井康真
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日工株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

日工株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
神戸事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 黒木賢一郎
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杏井康真

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日工株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第161期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第161期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

日工株式会社 監査役会

常任監査役 保 田 信 高 ㊞

社外監査役 大 田 直 樹 ㊞

社外監査役 福 井 剛 ㊞

社外監査役 米 田 耕 士 ㊞

会場ご案内図

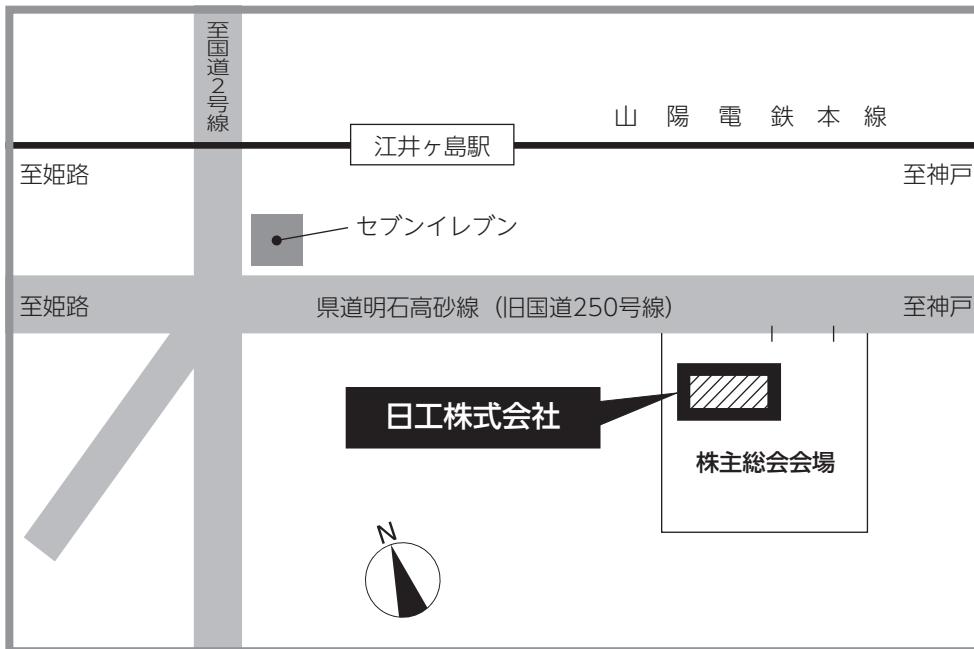


会場

当社本社テクノセンター1Fホール

明石市大久保町江井島1013番地の1 TEL：(078)947-3131

●山陽電鉄江井ヶ島^{えい がしま}駅より徒歩 約15分



お願い 駐車場の準備はいたしていませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

※株主総会ご出席株主さまへのお土産を取りやめとさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。